

(本チラシは2020年4月7日現在の情報を基に作成しております)

法人税、消費税、固定資産税、社会保険料等の納付が猶予されます

◆ 収入が大幅に減少している事業者は、**法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税目の納税が猶予されます。**また、**社会保険料の納付も同様に猶予**されます。

- 【適用要件等】**
- ✓ 令和2年2月1日から納期限までの一定期間（1か月以上）において、収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、1年間納税を猶予
 - ✓ 一時の納税が困難と認められる場合に適用（少なくとも向こう半年間の事業用資金を考慮するなど納税者の状況に配慮）
 - ✓ 担保は不要、延滞税・延滞金は全額免除
 - ✓ 申請書類の提出が困難な場合は口頭説明も可能など、柔軟に運用

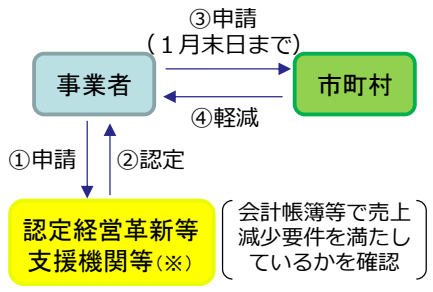
事業用家屋・償却資産の固定資産税が軽減されます

＜既存の事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の減免＞

◆ 売上が大幅に減少している中小事業者等に対して、**償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税が減免されます（令和3年度課税分）。**

- ✓ 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受け、市町村へ申告した者に適用
- ✓ 売上減少割合に応じて、以下のとおり軽減

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額



※税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士など)

＜新規設備投資に対する固定資産税の減免＞

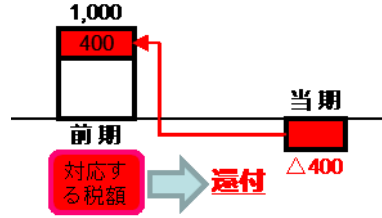
◆ 現行の中小企業に対する固定資産税の軽減措置（生産性向上特別措置法に基づく特例措置）において、償却資産に加え、**事業用家屋と構築物も対象となります。**

- 【適用要件等】**
- ✓ 事業用家屋は、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
 ※ 事業用家屋、構築物ともに中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの
 - ✓ 固定資産税の軽減割合は、3年間ゼロ～1/2以下（市町村の条例で定める割合）
 - ✓ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度まで2年間延長

欠損金の繰戻し還付が中堅企業でも利用できます

◆ 中小企業に加え、**中堅企業でも欠損金の繰戻し還付が利用できます。**

- ✓ 中堅企業（資本金1億円超10億円以下の法人（※））の令和2年2月1日～令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金が対象
 ※大規模法人（資本金10億円超）の100%子会社等を除く



還付請求できる法人税の額 = 前期の法人税額 × 当期の欠損金額 ÷ 前期の所得金額
 ※前期の所得金額が限度

テレワーク導入支援のため、設備投資減税が拡充されます

- ◆ 「中小企業経営強化税制」において、**テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加**されます。

【中小企業経営強化税制の概要】

- ✓ 中小企業経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づく設備投資に対して、即時償却 or 税額控除10%（一部7%）を選択適用

＜現行の設備類型＞

生産性向上設備（A類型）

要件：生産性が年平均1%以上向上改善する設備

収益力強化設備（B類型）

要件：投資利益率5%以上の投資計画に係る設備

デジタル化設備（新類型）

追加

要件：遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

- ◆ 機械装置（160万円以上）
- ◆ 工具（30万円以上）
- ◆ 器具備品（30万円以上）
- ◆ 建物附属設備（60万円以上）
- ◆ ソフトウェア（70万円以上）



売上減少により、消費税の課税選択をやめることができます

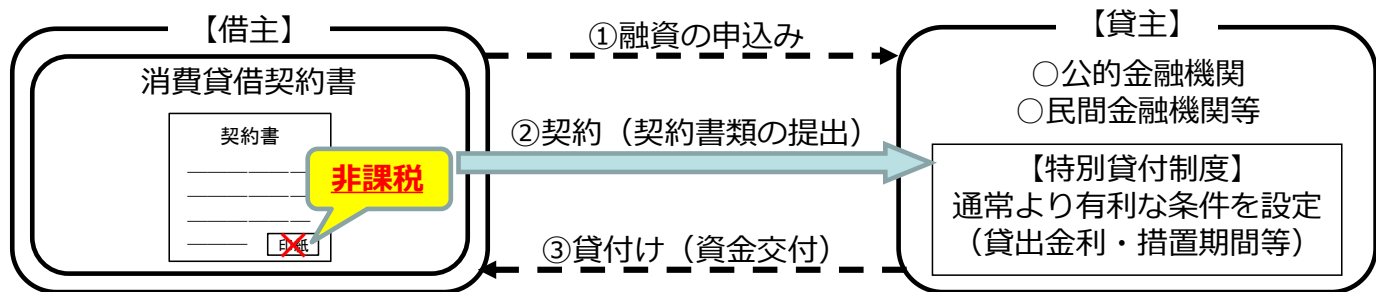
- ◆ 売上が著しく減少した事業者において、**課税期間中であっても、課税選択をやめる（免税事業者に戻る）ことなどが可能となる特例**が創設されます。

【適用要件等】

- ✓ 法律の施行後に申告期限が到来し、かつ、令和2年2月1日以降、令和3年1月31日までの期間に売上減少*が生じた事業者
- ※ 一定期間（1か月以上）における売上が前年同期比概ね50%以上減少
- ✓ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出（税務署長の承認が必要）
- ✓ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下等

特別貸付に係る印紙税が非課税となります

- ◆ 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して行う**特別貸付けに係る契約書**については、**印紙税が非課税**となります。



チケット代金払戻しの放棄によって、寄附金控除が受けられます

- ◆ 文化芸術・スポーツイベントの中止等に伴い、**観客等がチケット代金等の払戻しを求めなかった場合、その金額は寄附とみなされ、寄附金控除の対象**となります。

【寄附金控除の適用までの流れ】

